

お知らせ

会費の税金控除について

偕行社の会費は、公益認定法等に基づき、寄付金扱いになりますので、税金が控除されます。

控除を受けたい方は、確定申告時に「領収証」、「認定証」、「税金控除に係わる証明書」を提出してください。

つきましては、「認定証」、「税金控除に係わる証明書」の送付を希望される方は、偕行社までご連絡ください。